



令和7年8月27日
商工観光課

中小企業省エネ設備導入促進事業補助金の 申請受付期間を延長します

市は、環境配慮の取り組みや光熱費削減に向けた省エネ設備の更新にかかった経費の一部の補助を実施していますが、申請受付期間を延長します。

また、申請受付期間の延長に伴い、補助対象事業の完了期限も延長します。

1 申請受付期間

【延長前】令和7年 8月29日（金）まで

【延長後】令和7年10月31日（金）まで

2 補助対象事業の完了期限

【延長前】令和7年11月30日（日）まで

【延長後】令和8年 1月31日（土）まで

3 【参考】補助金の内容

（1）対象者

市内に本社又は事業所を持つ中小企業者又は個人事業主（個人事業主は市内に住所を有すること）

（2）補助対象経費

①市内事業所内の既存設備を更新する際に省エネ性能が公表された型番の設備（税抜き20万円以上）を導入する際に必要な経費。

②LED照明器具（小売事業者表示制度における省エネ基準達成率が100%以上のもの）

（3）補助金額・補助率

1事業者あたり10万円～上限100万円【補助率1／2】

※1事業者1回限り



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：商工観光課 商工振興係 大関・福地

電話：0250-62-2510（内線2351・2352）

mail：syokokanko@city.agano.niigata.jp